○叙勲

（小田原市議会議員）
旭日双光章を授ける（各通）
佐藤日出生　相澤　博
山崎　享一　高木　靖臣

（蓮田市議会議長）
旭日単光章を授ける（各通）（以上十一月一日）
高瀬　瞭　松川　定正

旭日双光章を授ける（各通）
樺澤　秀吉　関塚　峰男

旭日単光章を授ける（各通）（以上十一月二日）
山口　悟　山本　弘行

旭日小綬章を授ける
（町田市議会議員）
伊藤　泰人

旭日双光章を授ける
大石昭一郎　加藤　一
旭日単光章を授ける（各通）（以上十一月三日）
福田　正躬　渡邉　澄力

瑞宝小綬章を授ける
大橋　有　北坂喜久男
高橋　章　茶木　省一
西村　邦和　西山　清
福田　雄一　星　昇

瑞宝双光章を授ける（各通）
石井　貞司　石関　勲

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月一日）
（東京大学名誉教授）
鈴木　博　並河三喜雄

瑞宝小綬章を授ける
飯尾　博茂　太田　美島
坂ノ上榮顯　佐藤　重行
芳賀　貞作　三上　明子

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上十一月二日）
（福岡市公立学校長）
小笠原スモ　小倉　昌廣
佐藤　典夫　佐藤美津子
玉川　孫一　知久　寛
平田　信行　牧田太計夫
（札幌市公立学校長）
望月　幸一　山田　周一
山本　弘道　渡瀬　幸臣
瑞宝双光章を授ける（各通）
内山　政雄　伊東　孝純
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月三日）
中野　清登　小松崎洋右
杉山　正紀　丸木　智義
仲嶺　眞助　山本　信興
渡邊　進　勝田　保
俵谷　祐吉　今川　奉之
森　尚　和美庄太郎

瑞宝双光章を授ける
瑞宝単光章を授ける（以上十一月四日）
菊水　信人
瑞宝双光章を授ける（十一月五日）
大村　芳正　河崎　稔
瑞宝双光章を授ける（各通）（十一月六日）
（簡易裁判所判事）
諫元　正道
瑞宝小綬章を授ける
仲井　貞夫
（外務事務官）
松井　敬一
松田　博
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上十一月七日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十二月六日午前十時五十八分御出門、第二十六回国際生物学賞授賞式に御臨席のため、日本学士院会館（台東区）へ行幸啓、午後1時四分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、エジプト国の新年につき、十二月六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、モロッコ国の新年につき、十二月六日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

法　務

公証人任免

佐山雅彦は公証人に任命され、大阪法務局所属元公証人藤野千代麿の後任を命ぜられた。

大分地方法務局所属公証人徳弘至孝は願により公証人を免ぜられた。

武下満は公証人に任命され、大分地方法務局所属公証人徳弘至孝の後任を命ぜられた。（以上十二月一日）（法務省）

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

長崎労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金（平成20年長崎労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 12 月８日

長崎労働局長　黒田　正彦

第４号中「１時間760円」を「１時間768円」に改める。

長崎労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年長崎労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 12 月８日

長崎労働局長　黒田　正彦

第４号中「１時間698円」を「１時間706円」に改める。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、同条第二項によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十二年十一月二十四日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の規定により公告する。

平成二十二年十二月八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称
独立行政法人都市再生機構	福岡都市計画事業渡辺通駅北土地区画整理事業画地確定測量図及び調査簿

公　告

諸　事　項

証　票　無　効

１　審査官証

平成21年８月14日交付第31号

公正取引委員会事務総局　内閣府事務官　新田　高弘　名義分

平成22年11月４日　亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

平成 22 年 12 月８日

公正取引委員会

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成 22 年 12 月８日

金融庁長官　三國谷勝範

１　所在地の変更のあった者

(1)　名称　株式会社ＵＧＩプリンシパル

変更後の所在地　東京都港区西麻布三丁目１番25号

(2)　名称　合同会社ジュピターインベストメント

変更後の所在地　東京都港区六本木六丁目７番６号六本木アネックスビル

２　名称の変更のあった者

(1)　変更前の名称　株式会社大成商事

変更後の名称　株式会社ペガスペガス

(2)　変更前の名称　合同会社ネフライトエクイティ

変更後の名称　合同会社ジュピターインベストメント

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

新潟地方検察庁検察官

平成22年検第10879号窃盗被告事件（平成22年領第441号）　1．自転車１台「受還付人タカミヤカズヒロ」。2．自転車１台「受還付人松木美和」。3．自転車２台